

# 令和 7 年度 第 2 回 静岡市歴史博物館収集資料審議委員会

日 時 令和 7 年 11 月 25 日 (火)

13:30～15:30

場 所 静岡市葵区追手町 4 番 16 号

静岡市歴史博物館 1 階 講座室

次 第

1 開 会

2 挨 捶

3 審 議 購入候補資料について …資料 1

4 報 告 その他資料の収集に係る報告 …資料 2

5 閉 会

## 静岡市歴史博物館収集資料審議委員会委員

※敬称略、順番は正副委員長→各委員五十音順

NO	氏名	専門分野	役職名
1 (委員長)	眞比野 秀男	日本美術史	掛川市二の丸美術館長
2 (副委員長)	本多 隆成	日本近世史	静岡大学名誉教授
3	大石 泰史	日本中世史	大石プランニング（中世時代考証）主宰
4	樋口 雄彦	日本近代史	国立歴史民俗博物館・総合研究大学院大学教授

○静岡市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

- 2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。
- 4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。
- 5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

- 2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。
- 3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができます。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）
- (2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例（平成27年静岡市条例第86号）
- (3) 静岡市生涯学習推進審議会条例（平成20年静岡市条例第12号）
- (4) 静岡市保健所運営協議会条例（平成15年静岡市条例第162号）
- (5) 静岡市精神保健福祉審議会条例（平成18年静岡市条例第37号）
- (6) 静岡市食育推進会議条例（平成19年静岡市条例第18号）
- (7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例（平成28年静岡市条例第19号）
- (8) 静岡市水防協議会条例（平成15年静岡市条例第292号）
- (9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例（平成15年静岡市条例第263号）
- (10) 静岡市スポーツ推進審議会条例（平成15年静岡市条例第121号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に別表第1に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1の附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附 則（平成30年12月13日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される静岡市都市景観表彰選考委員

会の委員の任期は平成32年3月31日までとし、施行日以後最初に委嘱される静岡市立清水病院経営計画評議会議の委員の任期は同年10月31日までとする。

附 則（令和3年3月11日条例第5号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月15日条例第76号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される静岡市再犯防止推進協議会の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

附 則（令和4年3月18日条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月12日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条から第6条まで関係）

（平30条例79・平31条例5・令3条例5・令3条例76・令4条例8・令4条例28・一部改正）

1 市長

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市歴史博物館 収集資料審議委員会	静岡市歴史博物館において収集する資料について審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者

## 静岡市歴史博物館収集資料審議委員会要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）に基づき、静岡市歴史博物館で収蔵しようとする歴史資料（以下「資料」という。）の収集に関する事務を適正かつ円滑に行うために設置する静岡市歴史博物館収集資料審議委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、収集とは市が資料を購入若しくは制作すること又は資料の寄贈若しくは寄託を受けることをいう。

### (所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

（1） 購入又は制作しようとする資料の選定、学術的価値及び価格評価に関すること。

（2） 寄贈又は寄託に係る資料の受入れに関すること。

（3） 静岡市歴史博物館に収蔵されている歴史資料の処分に関すること。

2 前項各号に掲げる事項のうち、第2号に属するもの及び購入又は制作に係る経費が160万円未満の資料に関するものについては、委員会への報告をもって審議に代えることができる。ただし、資料の性質上審議が必要であると認められる場合は、委員会へ諮るものとする。

### (評価員)

第4条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる要件を備える者（以下「評価員」という。）のうちから、2人以内に依頼し、意見又は説明を聞くことができる。

（1） 当該資料に関して、専門的な知識を有すること。

（2） 人格が高潔であり、かつ、公正な判断ができること。

（3） 当該資料と利害関係を有しないこと。

2 評価員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

### (庶務)

第5条 収集資料審議委員会の庶務は、観光交流文化局歴史文化課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 静岡市歴史博物館資料収集方針

### 1 収集方法

- (1) 購入
- (2) 寄贈
- (3) 寄託
- (4) 制作

### 2 収集する資料

#### (1) 駿府城に関する資料

- ◎駿府城築城に関する古文書
- ◎城絵図（静岡市未所蔵のもの）
- 駿府城が描かれた絵画資料
- 歴代城主及びその支配に関するもの（中村一氏、内藤信成、徳川頼宣、徳川忠長、およびその家臣や関係者）
- 徳川頼宣文書（駿府城在城時を中心とした発給文書）
- 徳川忠長文書（駿府城在城時を中心とした発給文書）
- そのほか、駿府城を考えるうえで、必要と考えられる資料

#### (2) 駿府城下町に関する資料

- ◎駿府城下町絵図（静岡市未所蔵のもの）
- ◎駿府の町方支配や運営に関する資料
- そのほか、駿府城下町を考えるうえで、必要と考えられる資料

#### (3) 徳川家康に関する資料

◎家康文書 時期：駿府城在城時を中心に、家康の生涯、政治、戦いにとって重要な文書  
＊駿府城在城時 天正14年～天正18年<1586～1590> 慶長12年～元和2年<1607～1611>  
内容：静岡市内の地名が登場するものが望ましい

家康の駿府在城時の領国（五ヶ国など）についての文書も含む

- ◎家康所用の品（具足、軍配等、由緒書があるものに限る）
- ◎家康の外交に係る資料
- 徳川家康肖像画（写本を含む）
- 家康周辺の人物（側近・家臣・妻子・関係者）に関するもの
- そのほか、家康を考えるうえで、必要と考えられる資料

#### (4) 今川氏に関する資料

- ◎今川氏発給の文書（静岡市内に關係するもの）
- ◎今川氏当主の絵画資料（肖像画等）、象った立体物（木像、人形等）
- ◎桶狭間の戦いに関する資料

○今川氏の支配に関する文書（今川領国や外交などに対するもの）

○今川文化に関するもの

○そのほか、今川氏を考えるうえで、必要と考えられる資料

(5) 東海道（二峠六宿）に関する資料

◎東海道図屏風（17C～18C初）

○東海道図屏風（18C前期以降）

○宿場（六宿）に関する文書

○町並図（宿絵図）

○東海道を描いた絵画資料

○そのほか、東海道を考えるうえで、必要と考えられる資料

(6) 静岡市の近現代に関する資料

◎静岡藩（藩主、藩士、藩領など）に関する資料

○幕末から明治にかけての静岡の動静を探ることができる資料

○徳川慶喜、徳川家達に関する資料（特に静岡市に関係する資料）

○そのほか、静岡市の近現代を考えるうえで、必要と考えられる資料

(7) その他、歴史博物館に必要な資料

○古代～中世の静岡市に関する資料

○静岡浅間神社・久能山東照宮をはじめとした静岡市内の寺社に関する資料

○駿府・静岡の文化に関する資料

○清水湊・清水港に関する資料

○静岡市域の村方に関する資料

○駿府・静岡の産業、流通に関する資料

○静岡市街地に関する資料

○駿府・静岡の災害に関する資料

○そのほか静岡市の歴史研究、調査、展示、資料保存、教育普及などのため、必要と考えられる資料

【付記】

資料収集にあたっては、次の場合を除いて重複して収集しないよう留意する。

- ・長期間展示に供する場合、資料の劣化を防止するために同種の資料で展示替えを必要とする場合
- ・収集資料審議委員会で系統的に収集することを承認した資料の場合
- ・同一の資料を所蔵していても、由緒・来歴などが異なるなど、別の資料価値を有する場合
- ・コレクションを構成する資料の一部で、当該資料を外して収集することが困難な場合

## 資料調書

## 1 品名等

資料名	脇指 銘 肥後大掾藤原／越前康継
年 代	江戸時代初頭（慶長年間）
法 量	刃長 一尺 0 五厘 (31.8cm) 反り 一分五厘 (4.5mm)、 元幅 九分四厘 (2.85cm) 元重一分八厘 (0.57cm)
特 徴	<p>【形状】平造、三ツ棟、身幅やや広く、僅かに反りつく。</p> <p>【鍛】板目肌流れごころに杼がかり、肌立ち、地沸つき、地景入り、地鉄やや黒みがかる。</p> <p>【刃文】小湾れに互の目交じり、沸よくつき、ほつれごころに刃中働き、砂流し・金筋・湯走りかかる。</p> <p>【帽子】乱れ込み、先丸く掃きかけてやや深く返る。</p> <p>【彫物】表は不動明王の種子に素剣、裏は降三世明王（または愛染明王）の種子に護摩箸を搔き流す。</p> <p>【茎】生ぶ、鑓目筋違、先劍形、目釘孔 2。 表に「肥後大掾藤原」裏に「越前康継」の銘あり。</p> <p>【備考】佐藤寒山鞘書「肥後大掾康継 貞宗写也 刀長壹尺余有之 寒山誌」 『康継大鑑』所載</p>
付属品	刀袋、白鞘、竹目釘、金着二重鉢、銃砲刀剣類登録証、特別保存刀剣指定書（平成 26 年 3 月 20 日付）
資料写真	
販売価格	3,200,000 円（税込、諸経費込）

## 2 選定基準・理由

## 【越前康継（初代）について】

康継は近江国坂田郡下坂郷出身で、越前国に移住して徳川家康の次男・結城秀康に召し抱えられたと伝わる刀工で、家康および將軍秀忠に召されて江戸に上り、鍛刀の功により「康」の一宇を拝領し「康継」と改名し、作刀の茎（なかご）に葵紋を切ることを許された。以降、徳川將軍家の御用鍛冶となって江戸と越前を往来して鍛刀したとされる。慶長 20 年（1615）の大坂落城後、家康の命を受け、焼身となつた豊臣家蔵刀を再刃するとともに、それら古名刀の模造制作に取り組んだ。

静岡市では、令和 5 年度第 2 回の本委員会にて承認を受け、令和 6 年度に初代康継の「刀銘 以南蛮鉄於駿州越前康継」を購入している。

## 【本作について】

資料評価を依頼した元日本美術刀剣保存協会博物館事業課長・専門学芸員の久保恭子氏と、公益財団法人徳川黎明会徳川美術館の学芸部マネージャー(係長)の高橋哲也氏からは、本作について下記のような評価を受けている。

初代康継の使用した銘の変遷によると、本作の銘「肥後大掾藤原越前康継」は、康継に改名後、間もない頃にあたるとされる。康継の改名時期には諸説あるが、おおむね慶長 11～18 年頃（1606～13）と推察されている。康継の作刀に多く見られる「南蛮鉄」の使用が名記されていない点もこれを裏付けるものと考えられ、令和 6 年度に購入した駿州打の刀よりも年代が遡る、徳川將軍家の御用鍛冶となった初期の作品と推定される。

また、本作は、鞘書にもあるように、古作相州貞宗の写しと考えて妥当であると思われる。身幅がやや広く、僅かに反りがついた姿で、刃文は康継の得意とした、湾れに互の目を変えたもので、刃中に砂流し・金筋がかかる変化が見られ、総体に沸がよくついて冴えた、優れた出来映えであり、『康継大観』(佐藤寒山編、日本美術刀剣保存協会発行、1960 年) にも収載された、康継の代表作の 1 口である。

家康が刀剣文化に寄与した事績を辿る好資料であり、静岡市所蔵の康継刀とともに、大御所時代の家康の研究のみならず、駿府ゆかりの刀剣・刀工、徳川家に関連する展示等での活用が期待できるものである。

また、研ぎ減りが少なく、銘字も鮮明で保存状態が良好であり、美術刀剣としての高い完成度や、数少ない康継の初期作という点を考慮すると、税込 320 万円という価格も妥当であるといえる。

以上より、本資料は静岡市歴史博物館における資料収集方針の（3）「徳川家康に関する資料」のうち、「そのほか、家康を考えるうえで、必要と考えられる資料」に該当するため、静岡市で購入したいと考える。

令和 7 年 10 月 9 日

静岡市長 難波 喬司 殿

元日本美術刀剣保存協会博物館事業課長・専門学芸員  
久保 恒子

### 静岡市歴史博物館展示資料収集に關わる資料評価

1. 調査資料 脇指 銘 肥後大掾藤原/越前康継  
於 株式会社和敬堂（新潟県長岡市柏町 1-2-16）

#### 2. 概要

**法量** 刃長一尺 0 五厘（31.8cm） 反り一分五厘（4.5mm）  
元幅九分四厘（2.85cm）、元重一分八厘（0.57cm）

**形状** 平造、三ツ棟、身幅やや広く、重ね頃合、浅く反りつく。

**地鉄** 板目肌流れごろに柵交じり、やや肌立ち、地沸つき、地景よく入り、鉄色黒味がかる。

**刃文** 湾れに互の目交じり、足入り、よく沸づき、砂流し・金筋・湯走り等かかり、所々ほつれ、飛焼かかる。

**帽子** 亂れ込み、先小丸、掃きかけてやや長く返る。

**彫物** 表は不動明王の種子に素剣、裏は降三世明王（または愛染明王）の種子に護摩箸を搔き流す。

**茎** 生ぶ、先劍形、鑓目筋違、目釘孔二。  
表に「肥後大掾藤原」裏に「越前康継」の銘あり。

**時代** 江戸時代初期（慶長年間）  
佐藤寒山鞘書 「肥後大掾康継 貞宗写也 刀長壹尺余有之 寒山誌」  
『康継大鑑』所載

【付属品】刀袋、白鞘、竹目釘、金着二重鉢、銃砲刀剣類登録証、  
特別保存刀剣指定書（平成 26 年 3 月 20 日付）

#### 3. 所見

##### ① 製作時期について

康継は近江国下坂出身の刀工。家康の次男、結城秀康の抱え工として越前にて作刀。その後の活躍については昨年度康継刀購入時に詳しいと思われる所以では割愛する。

さて初代康継の在銘作は「肥後大掾藤原下坂」銘より始まり、これに「越前住」と作刀地が付するもの、その後「於武州江戸越前下坂」「於駿州越前下坂」銘と続く。そして本作のごとく康継の個名が入る最初期の「肥後大掾藤原越前康継」銘は、家康から「康」の字と葵の御紋を拝領して

間もない頃の製作にあたる。この時期の現存作は数口に過ぎず、なお同銘時期に葵紋を刻した作刀は少ない（重要美術品認定の作に一例をみる）。この後、康継が追究していく素材の南蛮鉄を銘文に刻む「以南蛮鉄」銘に移り、同時に葵紋を常とする作品群が展開されていく。

慶長5年(1600)関ヶ原の役後、前段のごとく康継は結城秀康の越前入りとともに抱え工となり越前下坂銘を切り、そして家康および秀忠に召し出され鍛錬し、「康」の字と葵の御紋を拝領、康継と改名するわけであるが、この詳細な時期については大方二説がある。古書に従い慶長11~12年とするもの、銘字にみる書体の変遷をふまえ慶長18年頃とするものである。

いずれにせよ肝要なことは、本作は初代康継の作刀中初期の一作であり、家康との繋がりが発生して間もない頃の実証作であることに相違はなく、かつこの時期の作品は康継の現存作中多くはないということである。

## ② 作域について

佐藤寒山氏が鞘書に記すように本作が古作、貞宗に倣ったものとみるのは至極妥当といえる。康継は家康の命により大阪城落城の折、火災にあった太閤御物に再刃を行なうが、必然として写し物の修練を重ねることとなり、このことが康継の刀剣製作において基盤となり、作刀の特色につながっていく。

因みに太閤御物は名物という呼称のもと、正宗や貞宗の相州上工や、山城の藤四郎吉光等現在まで著名作家の大作とされるものばかりである。これらに対応する康継の写し物は、寸法や刀身彫刻などはほぼ本歌どおりに忠実であるが、刃文だけは常にオリジナルであり、本歌とは大いに異なる点が指摘される。その刃文に着目して康継作品を通観すると、康継の得意とした刃文は本作のごとく湾れに互の目を交えた、おおむね古作貞宗に分類されるであろうものである。しかしこの傾向は初代に限ってのことであり、康継家は抱え工として江戸と越前で代を重ねていくが、次第に直刃基調の穏やかなものが多くなっていく。

本作は刃文の焼きが一際高く、なお抑揚があり、砂流し・金筋・湯走り等の塩相（地刃の境）の変化も多く、飛焼が入るなど、貞宗により霸気をもたせた感のもので、初代康継ならではの出来映えである。

## ③ 結語

本作は静岡市歴史博物館資料収集方針中にある「家康を考えるうえで必要と考えられる」項目に該当する好資料と考える。両者の関係は家康の名分けと葵紋の許可で明白であり、家康が太閤御物の修復を施行の折、康継がその任にあたること。本作はそうした絆をタイムリーに実証する数少ない現存作であり、かつ展示等にふさわしい出来映えであること。加えて以上を証する茎の銘字も明瞭で資料性が高いこと。寒山鞘書や大鑑所載なども後援のよき材料である。諸々を評価し、諸経費先方込みの320万円の価格も妥当であろう。

本作が既収蔵の康継刀とともに、家康の刀剣文化に寄与した事績を辿る好資料とし、静岡市にておおいに活用されることを期する次第である。

以上

令和 7 年 11 月 2 日

静岡市長 難波喬司 殿

公益財団法人徳川黎明会 徳川美術館  
学芸部マネージャー(係長) 高橋 哲也

## 静岡市歴史博物館展示資料収集に関する価格評価

1. 調査資料 脇指 銘 肥後大掾藤原／越前康継  
於 株式会社和敬堂（新潟県長岡市柏町 1-2-16）
2. 概要   
【法量】刃長一尺 0 五厘 (31.8cm) 反り一分五厘 (4.5mm)、  
元幅九分四厘 (2.85cm)、元重一分八厘 (0.57cm)  
【造込】平造、三ツ棟、身幅やや広く、僅かに反りつく。  
【鍛】板目肌流れごころに杼がかり、肌立ち、地沸つき、  
地景入り、地鉄やや黒みがかる。  
【刃文】小湾れに互の目交じり、沸よくつき、ほつれごころに  
刃中働き、砂流し・金筋・湯走りかかる。  
【帽子】乱れ込み、先丸く掃きかけてやや深く返る。  
【彫物】表は不動明王の種子に素剣、裏は降三世明王（または愛染明王）の  
種子に護摩箸を搔き流す。  
【茎】生ぶ、鑓目筋違、先劍形、目釘孔 2。  
表に「肥後大掾藤原」裏に「越前康継」の銘あり。  
【年代】江戸時代初頭（慶長頃）  
佐藤寒山鞘書「肥後大掾康継 貞宗写也 刀長壹尺余有之 寒山誌」  
『康継大鑑』所載  
【付属品】刀袋、白鞘、竹目釘、金着二重錠、銃砲刀剣類登録証、  
特別保存刀剣指定書（平成 26 年 3 月 20 日付）

### 3. 所見

康継は近江国坂田郡下坂郷（現・滋賀県長浜市）出身の刀工で下坂市左衛門と称し、関ヶ原の合戦後に越前国へと移住して徳川家康の次男・結城秀康に召し抱えられたと伝えられる。

初期の作には「肥後大掾下坂」と銘を切っているが、通説では慶長 10～11 年（1605～06）頃に大御所家康および二代將軍秀忠に召し出されて江戸に上り、家康から力量を認められて「康」の一字を下賜され、「康継」と名乗った。また同時に作刀の茎に葵紋を刻すことを

許されたという経緯が、自ら熱田神宮に奉納した脇指の銘文から知ることができる。以降、康継は徳川将軍家の御用鍛冶となり、江戸と越前を往来し鍛刀したとするのが定説である。

この初代康継の事績で特筆すべきは、家康の命を受けて慶長 20 年（1615）の大坂落城によって焼損した秀吉以来の豊臣家の藏刀、いわゆる太閤御物の再刃（焼直し）を行うとともに、それらをはじめとする古名刀の写し（模造）の制作も手掛けたことである。そうしたことが契機となり、鎌倉時代末期から南北朝時代に活躍した正宗・貞宗に代表される相州伝上工の作風を受容し、技量を一段と高めることに繋がったとみられる。

本作も、戦後を代表する刀剣研究家・佐藤寒山氏（1907–1978）が鞘書に記されたように、相州貞宗の写しと考えられる。身幅がやや広く、僅かに反りがついた姿は久能山東照宮に伝来する家康遺愛の小脇指に一脈通ずるが、強いて言うならば、かつて豊臣秀吉が所持し、秀頼から二代将軍秀忠に贈られた「名物奈良屋貞宗」（徳川美術館所蔵）を彷彿とさせる。ただし寸法と梵字の彫物が若干異なっており、現存作で本歌と推定し得る短刀は見当たらない。しかし湾れに互の目を交え、刃中に砂流し・金筋がかかる変化のある刃文はまさに康継が得意とした作風であり、総体に沸がよくついて冴え、優れた出来映えを示している。『康継大観』（佐藤寒山編、日本美術刀剣保存協会発行、1960 年）にも収載された、康継の代表作の 1 口と言える。

制作時期については、康継の名に加えて「肥後大掾」の受領銘を併記する特徴から、康継改名後間もない時期とみて間違いないだろう。また同工の作刀に多く見られる「南蛮鉄」の使用が名記されていない点もこれを裏付けるものと考えられ、昨年度購入した駿州打の刀よりも更に年代が遡る、徳川将軍家の御用鍛冶となった慶長 10 年代前半頃の稀少な初期作と推定される。

日本美術刀剣保存協会による特別保存刀剣指定品の一般的な市場価格を考えると、研ぎ減りが少なく銘字も鮮明で保存状態が良好であり、上記の通り美術刀剣としての高い完成度や、数少ない康継の初期作という点を加味して考えれば、税込 320 万円という金額は妥当な価格と思われる。

本作は、静岡市歴史博物館資料収集方針における「徳川家康を考えるうえで必要と考えられる資料」に該当し、同館が収蔵する意義は十分にあると考えられる。昨年購入した刀とともに、大御所時代の家康の研究のみならず、駿府ゆかりの刀剣・刀工、徳川家に関連する展示等での活用が期待され、静岡市が収集すべき好資料と言える。

以上

資料2

令和7年度受入資料

R7.11.17 現在

No	資料名	種別	時代	員数	取得方法	取得価格(円)	概要	受入日
1	静岡陸軍墓地関係資料	冊子	大正～昭和	一式	寄贈	—	「昭和三年四月 埋葬人名簿」や「番人服務規程 第三師団經理部 静岡派出所」などの資料。	R7.9.30
2	DVD「昭和の風景」	DVD	昭和	1枚	寄贈	—	人宿町に在住していた寄附者の父(写真館経営)が撮影した16mmフィルムをデジタル化したDVD。軍隊(岳南部隊)が市内を更新する様子、小学校の生徒の体操や運動、サークルの興行などが撮影されている。	R7.10.16
3	伝酒井家旧蔵 駿府御城内絵図	絵図	江戸	1枚	購入	1,000,000	作成年代は不詳であるが、題箋には延宝年代の絵図の写しで姫路藩主酒井家が所蔵していたと記される。これまで明確に描かれることがなかった天守の平面図のほか、三ノ丸西側から本丸、御花畠樹木屋敷まで伸びる水道などの描写が確認された。	R7.10.23
4	明治45年興津長者荘行啓書類	冊子	明治	1冊	購入	77,000	明治45(1912)年、嘉仁皇太子(のちの大正天皇)が興津の井上馨別邸「長者荘」へ行啓された時の資料。行啓に随行した人々の動き、行啓を記念して開催された相撲などの行事、井上の長者荘周辺の地図、長者荘での会食の献立などが見える。	R7.10.29
5	山王真景	折本	江戸	1帖	購入	90,430	江戸時代後半にかけて静岡浅間神社の彫刻下絵も手掛けた、駿府を代表する絵師、大石周我の版画。帖装で季節・季候ごとに変化する富士山の様子が描かれる。太田南畝の漢詩も添えられるが、序文等は駿河国内の人物の関与が窺える。	購入手続中
6	駿陽有度郡村松村大野 観高山龍華寺内之図・駿河湾龍華寺側から富士を望む図	刷物	江戸	1組	購入	27,930	大石周我のあとに静岡浅間神社の彫刻下絵を手掛けた駿府の絵師、中川梅縁(吉算)の版画。龍華寺境内と同寺からの眺望が描かれる。作例が少なく、筆致を知ることができる貴重な作品である。	購入手続中
7	安倍郡渡村史料	古文書	江戸	13冊	寄託	—	安倍郡渡村の享保15年年貢割付帳、及び宝曆5年～14年までの村入用帳。割付帳は各村人の負担を記載したいわゆる小割であり、負担分が代金換算されており金納であることがわかる。入用帳は、年貢の納入にかかる町宿への滞在、村負担の川除、琉球人通行にかかる雜務など多様な村の負担の様子がわかる。	R7.11.17

明治四十一年一月十六日三當午二時三十五年正月  
靜岡陸軍埋葬地墓標明細表(上長官之部)



# 1 静岡陸軍墓地関係資料（寄贈）

2

● 映像内容の概要（約13分間）

時間（目安） 映像の内容 備考・場所・状況

00：00～01：23	軍隊の行進と群衆 横断幕に岳南部隊と表記（場所不明）
01：22～02：15	花火風景
03：40～04：10	静岡県庁前？市電、通過
04：12～05：05	学校の校庭で女生が国旗を持って集団訓練？
05：13～06：00	山より下山、車に乗り込む人（親戚の者か？）
06：00～07：27	自動車内より街中風景
07：28～08：40	納涼祭り風景
08：40～09：22	学校校庭？ラジオ体操風景
10：18～12：25	サーカス見世物小屋空中ブランコ
12：25～12：30	トンネルより蒸気機関車（場所不明）

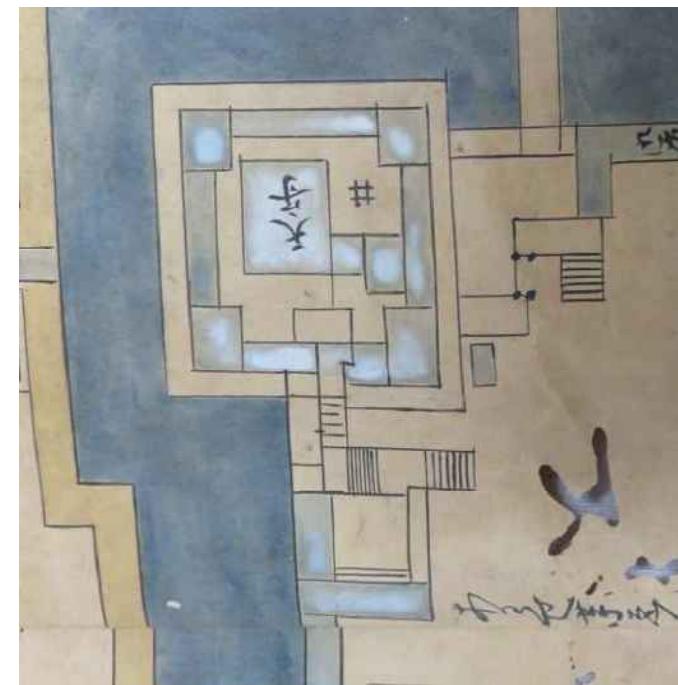


映像より【軍隊の行進】

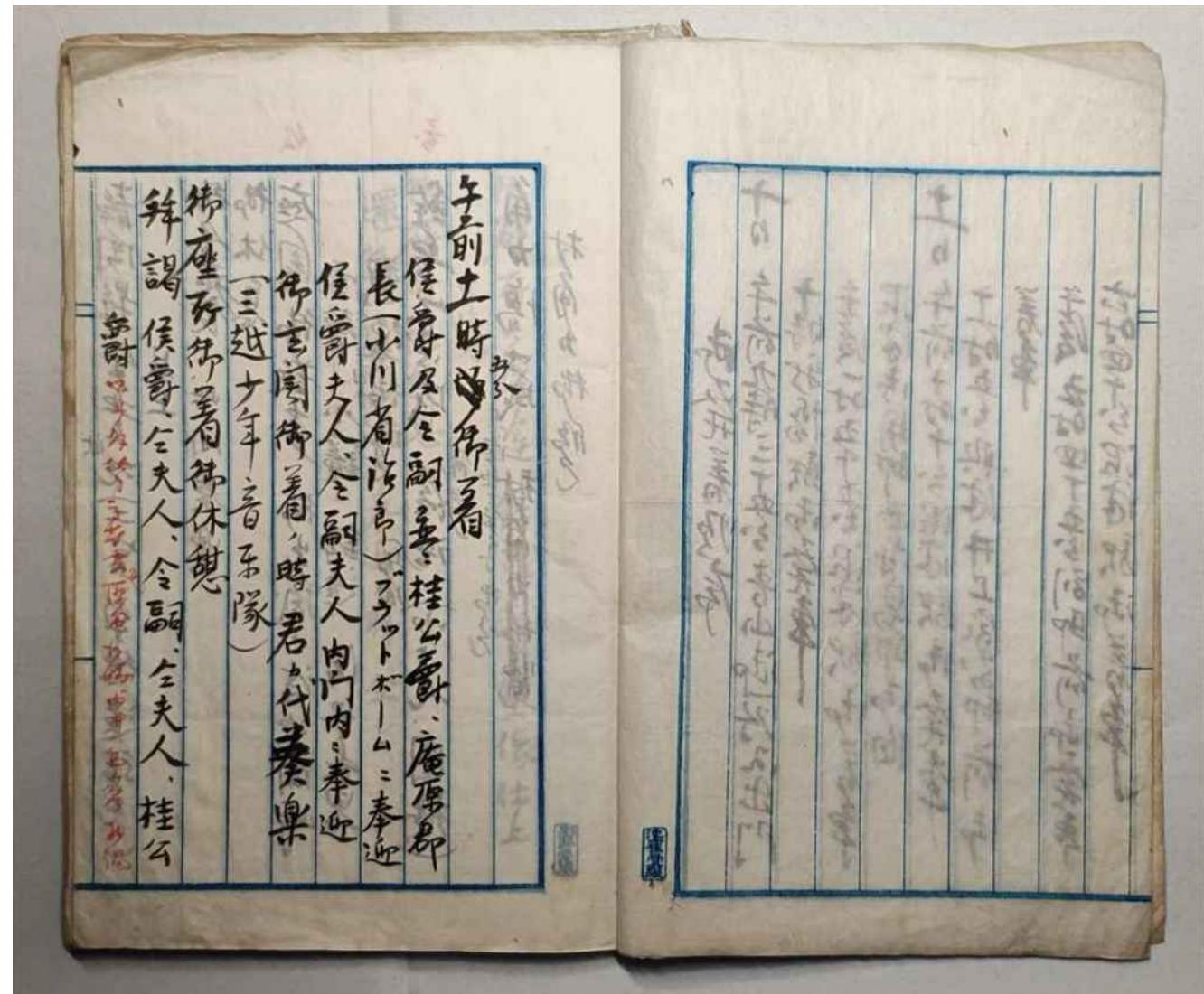
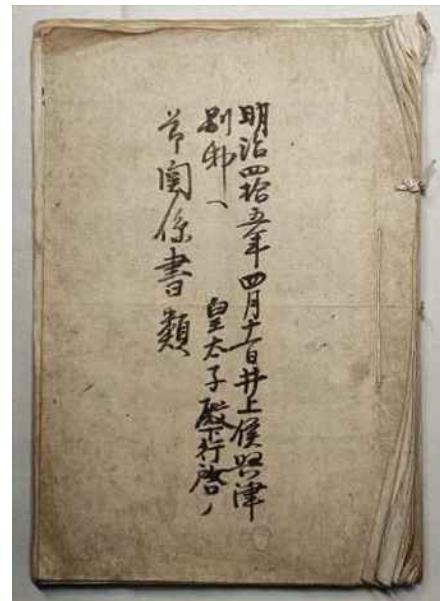
## 2 DVD「昭和の風景」（寄贈）



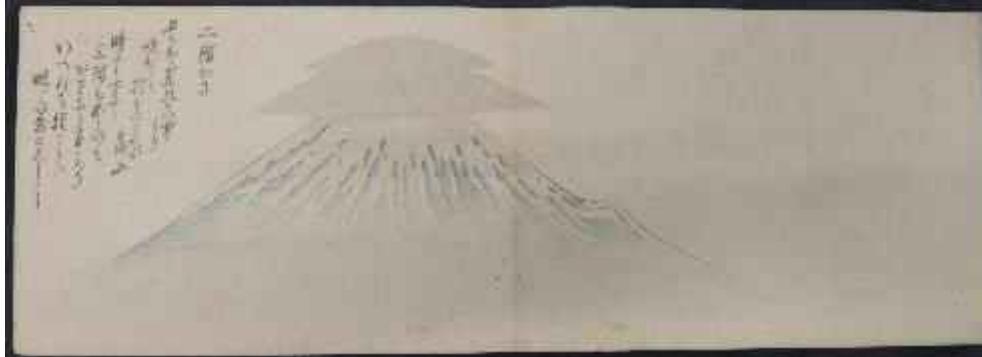
3 伝酒井家旧蔵 駿府御城内絵図（購入）



4

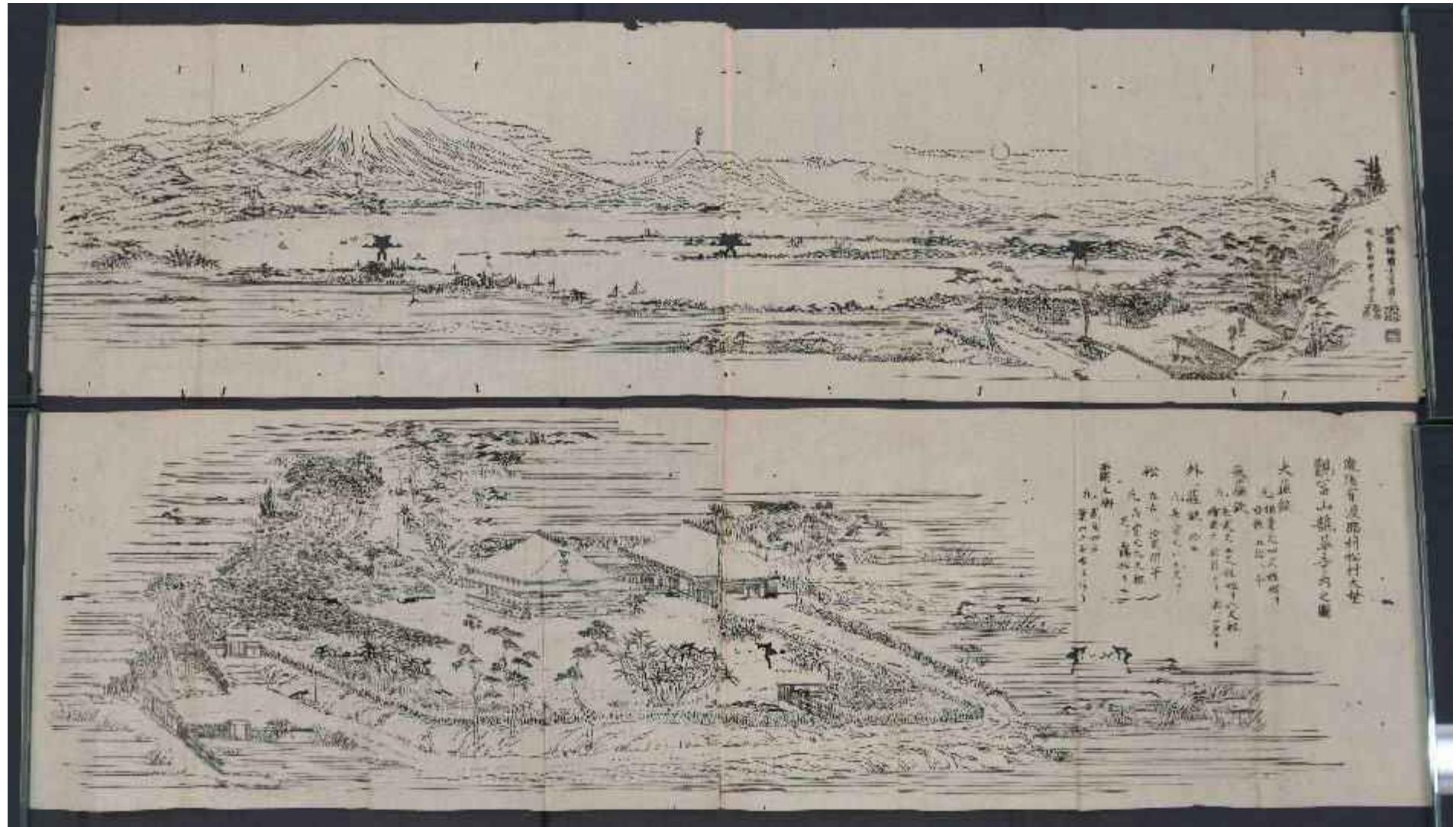


4 明治45年興津長者莊行啓書類（購入）

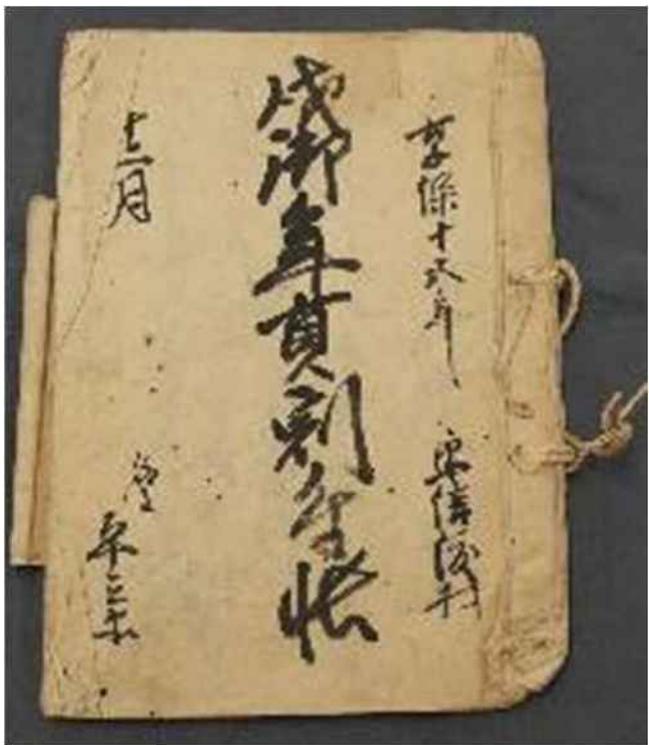


5 山王真景(購入)

6



6 駿陽有渡郡村松村大野 観富山龍華寺内之図  
・駿河湾龍華寺側から富士を望む図(購入)



7 安倍郡渡村史料

